

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設
市内相談支援事業所

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 6 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について（通知）

日頃から本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では人員配置等の確認をするため、障害福祉サービス事業等における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）を毎年 4 月に提出していただくこととしております。

つきましては、本年度の体制届の取扱いについて下記のとおりとしますので、該当する事業所におかれましては、期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出に当たっては、先に行われた報酬改定の内容（6 報酬告示等に記載の URL 参照）を十分ご確認のうえ、お間違いや申請漏れ等の無いようご注意ください。

記

1 提出が必要な事項（サービス別）

別紙 1 のとおり

2 書類の提出について

(1) 提出書類

加算の算定に応じて必要な添付書類

（「【年度当初】体制届提出書類チェック表」のとおり）

※使用する様式等については、札幌市ホームページから最新の様式をダウンロードしてご使用ください。

《URL》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 加算の届出（年度当初）

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/13_kasan_taisei.html

(2) 提出方法

原則としてスマート申請により受け付けます。下記 URL にサービスごとのリンクを掲載しております。

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/13_kasan_taisei.html

※スマート申請での届出が困難な場合は、郵送でご提出ください。

※一部のサービス（重度障害者等包括支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）は現時点でスマート申請に対応しておりませんので、郵送でご提出ください。

《郵送でのご提出先》

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 指定指導担当係

(3) スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途連絡のうえ確認を行うか、追加で添付書類等の提出を求める場合があります。また、入力内容や添付書類が明らかに事実と異なる場合は、虚偽またはその疑いがあるものと判断する可能性があります。
- ・申請内容が届出を行う変更または加算等の要件に該当しなかった場合や、内容に虚偽またはその疑いがあると認められた場合は、申請を却下するか、自立支援給付費等の返還等を求める場合があります。

3 提出期限

令和6年4月22日（月）23：59

※今回提出していただいた加算等の算定は、令和6年4月1日から適用となります。

※郵送の場合は、令和6年4月22日消印まで有効です。

4 届出に関する注意点

- (1) 勤務形態一覧表について、育児・介護休業法による時短勤務により常勤者として配置している従業者は、常勤（時短）の勤務形態を選択してください。また、役員を含め、常勤勤務時間を超えて配置することはできませんので、常勤従業者勤務時間数を超えていないかご確認ください。
- (2) 人員（管理者やサービス管理責任者等）に変更がある場合は、「変更届（様式第2号）」及び添付書類をご提出ください。
- (3) 体制届の提出が必要ではない事業所又は体制届の提出書類として提示していないものであっても、実地指導、監査、会計検査等において、書類提出を求めることがあるため、加算等の算定要件を確認できる書類は事業所に保存してください。

- (4) 4月1日付けの変更届や新規指定申請等の提出に伴い、既に4月からの体制届を提出されている場合は、再度ご提出いただく必要はありません。ただし、その後変更が生じた場合は改めてご提出ください。
- (5) 体制届で算定した加算について、実地調査等で要件を満たしていないことが判明し、過誤調整を依頼する案件が増加しております。体制届のご提出にあたっては、報酬告示、留意事項通知等を十分ご確認ください。
- (6) ご提出いただいた書類に誤りや不備がある場合、補正を求める場合がありますが、ご対応いただけない場合、請求が返戻となる可能性がありますので、ご注意ください。
- (7) 令和6年度報酬改定により算定要件が変更になった加算について、算定する区分に変更がない限り届出は不要ですが、算定要件を満たしているか必ず確認してください。

5 留意事項

(1) 全サービス共通

- ア 令和6年度の報酬改定により、新たに追加された加算・減算があります。報酬告示をご確認いただき、該当する加算・減算について漏れなく申請をお願い致します。
- イ 人員配置体制に関する届出書における延べ利用人数において、単なる利用人数を記載されている場合がありますので、下記例を参考の上、ご記載願います。
〔例〕 3人の利用者が15日/月サービスを利用した場合、 $3人 \times 15日 = 45人$ が延べ利用人数となります。〕
- ウ 福祉専門職員配置等加算に関して、対象職種（様式下部に記載あり）を確認の上ご提出ください。多機能型事業所又は障害者支援施設においては、多機能型の全てのサービスの対象者を合算して記載してください。国家資格保有者（介護福祉士など）の資格証明において、合格証書などは証明書となり得ませんので、必ず登録されたことがわかる証書などをご提出願います。
- エ 食事提供加算に関して、報酬改定により加算の要件が見直されましたのでご確認ください。なお、管理栄養士等による献立の内容の確認につきましては、令和6年9月30日まで経過措置が設けられております。

(2) 居宅系サービス

- ア 特定事業所加算については、毎年度届出が必要です。期限までに届出がない場合は、加算無しで登録することがあります。重度訪問介護について、特定事業所加算に係る届出書のうち、体制要件の⑥については、現に深夜帯にサービスを提供している必要があります。
- イ 居宅介護及び行動援護の特定事業所加算の加算要件に「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」が追加されましたのでご確認ください。ただし、令和6年3月31日時点で特定事業所加算を算定している事業所について

ては、3年間の経過措置が設けられています。

- ウ 居宅介護のサービス提供責任者については、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置が設けられていましたが、令和5年度末で廃止されましたのでご注意ください。

(3) 就労系サービス

就労定着支援について、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含めるよう見直されました。この見直しにより勤務形態一覧の変更がある場合は、修正のうえご提出ください。

(4) 生活介護

基本報酬区分の見直しにより、サービス提供時間ごとの基本報酬の設定となり、利用定員ごとの基本報酬が10人ごとに設定されました。サービス提供時間に関するQ&Aは別紙2を参照してください。

また、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)の併給が可能となりましたので、算定する区分に変更がある場合は届出が必要です。

(5) 共同生活援助

- ア 勤務形態一覧表の作成に当たっては、夜間支援従事者の配置については、職種の欄で「世話人」を選択して夜勤日を塗りつぶすのではなく、プルダウンで夜間支援従事者を選択してください。なお、世話人と夜間支援従事者はあくまで別の職種となるため、世話人と夜間支援従事者としての時間を合算しても、当該従事者は常勤にはなりません。また、管理者は日中の従事が必要なため、夜間支援従事者にはなれません。
- イ 人員配置区分が見直され、人員配置体制加算が新設されました。基準上置くべき世話人又は生活支援員(以下、「世話人等」という)に加え、特定常勤換算方法で30:1(日中サービス支援型は20:1)以上の世話人等を配置していることが要件です。特定事業者常勤換算方法とは、世話人等の合計勤務時間数(基準人員の配置時間を除く)を40で除することをいいます。必ず、人員基準上必要な職員数(常勤換算数)を除いた配置時間数で計算してください。
- ウ 自立生活支援体制加算(Ⅲ)を算定する場合、専ら移行支援住居に入居する利用者の支援に従事する社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有したサービス管理責任者を配置する必要があります。移行支援住居に従事するサービス管理責任者は、同じ事業所であってもサービス管理責任者の兼務はできません。また、移行支援住居の登録状況に変更がある場合、その都度届出が必要となります。

(6) 障害児通所支援

児童指導員等加配加算について、配置形態や経験年数に応じた算定区分に変更となりました。令和5年度以前に届出を行っている場合も、新しい区分への変更が必要となりますので、算定を希望する場合は、必ず届出をご提出ください。

(7) 重度障害者支援加算について

生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助における重度障害者支援加算の要件が見直されましたので、報酬告示、留意事項通知等にて算定要件をご確認ください。

6 報酬告示等

各加算の要件については、報酬告示及び留意事項通知等を参照してください。

<報酬告示等>

《厚生労働省HP》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

《こども家庭庁HP》

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

7 お問い合わせ

電話での対応が困難ですので、札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）からご質問ください。

《URL》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 >

障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 質問票、新規指定申請予約

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

《ご注意》

加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認願います。

職員配置の変更等により、加算等が算定できなくなる又は算定する単位数が減少する場合は、必ず届出を行ってください。

届出を行わず、そのまま給付費の算定を行った場合、内容によっては不正請求とみなし、返還の対象となります。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課指定指導担当係

TEL : 211-2938 FAX : 218-5181

E-mail : jigyouasyasitei@city.sapporo.jp